


## 当組合はキャッシュレス・消費者還元事業へ参画しています

### キャッシュレス・消費者還元制度とは・・・

消費喚起の後押しと、キャッシュレス化の推進を目的に経済産業省が主体となって実施する補助金制度です。  
2019年10月より、制度対象店舗でキャッシュレス決済を利用すると、ご利用額の5%もしくは2%が還元されます。  
(注) 制度対象店舗によって還元率が異なります。

還元対象期間 (予定)	2019年10月1日(火)～2020年6月30日(火)
還元対象サービス	<p>Jデビットカード                  ※当組合発行のキャッシュカードを利用して商品の購入等を行い、即時にお客様の預金口座から代金等の引き落としが行われるサービスです。                  ※当組合の普通預金(総合口座含む)等のキャッシュカードをお持ちのお客様がご利用可能となります。(カード発行費用(初回)および年会費は不要)。</p> <p>【Jデビットカードサービスが利用可能な主なキャッシュカード】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(注) 上記キャッシュカードは、平成30年12月17日(合併日)以降のものであり、合併前(旧・福岡県中央信用組合、福岡県南部信用組合、とびうめ信用組合)のキャッシュカードでもJデビットカードサービスがご利用いただけます。</p>
還元するポイント	<p>J-Debit ポイント                  ※他のポイントへの交換は不可となります。                  ※還元時に1ポイントを1円に自動的に交換します。</p>
還元方法・時期	ご利用金額に応じたポイントを1か月ごとに取りまとめ、当該ポイント相当額をお取引のあった翌月(もしくは翌々月)にお客様の預金口座にお振込みします。
還元上限額	15,000ポイント/月
還元の確認方法	<p>お取引明細(通帳明細)で〇月分としてx x x円の本サービスの消費者還元事業ポイントが入金されたことを記載します。                  (通帳印字例)                  取引内容: JD△MM△ショウビヤカンゲンジギョウ                  お預かり金額: x x x円                  JD: Jデビットを表します。                  MM: 取引月                  △: スペース</p>
還元に係る制約事項	ポイント還元を行うタイミングで、すでに解約済みの口座(口座が存在しない場合)には、ポイント還元が行われません。

#### 《お問い合わせ窓口》

担当部署 : 福岡県信用組合 事務部 事務企画課  
 受付時間 : 8:30～17:30 (年末年始、土日祝日は除く)  
 電話番号 : 092-724-5401  
 電子メール : jimukenshin-f.jp